公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備	考
令和4年度営繕積算システムR IBC2賃貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋 3-25-33	4010405010399	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 (一財) 建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術 の進展に対応した調査が死及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に 設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識と持つ人材を有する研究所である。 同研究所の「営繕積算システムRIBC2」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公 共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事精準単価積算基準」及が「公共建築工事特別書標準者式」に基 づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改定及び市場単価の追加に的確に 対応している。また、間違いのない確実と計算及び高い機能性を保持するなど公共建築工事の積算においてそ の使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。 なお、同システムは、国土交通省、各都直府県及び政合指定都市で構成されている「営繕積算システム等開 発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権を有して、システムの賃貸借及びサポートについては 同研究所のみが行っている。		1, 793, 440	_	1		
本館構内防犯カメラ設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	パナソニックコネク ト株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 子算決算及び会計令第102条の4第三号 本作は、バナソニックシステムネットワークス株式会社が一般競争入札において落札し、平成25年3月19日付 で契約を締結し、設置工事を施工した設備の保守点験業務である。なお、同社は平成29年4月1日に事業再編に 伴う商号変更を行い、バナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社として業務を継承している。 本作は、衆議院本館構内の防犯カメラ設備の性能、機能を原状又は運用上支障がない状態まで回復させ、併 せて耐火性を向上させることを目的とする。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に 警備体制まで推測されるおされがあり、衆議院心の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院向自の要求化機管の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、機等時に教護機関の自の要求化機管の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、機等時に教護機関の自の要求に関しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熱知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は保助中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設 置工事を施工した当該相手方以外にはない。 以上の理由によりパナソニックコネクト株式会社(令和4年4月1日社名変更)と随意契約を行うものである。	-	7, 051, 000	-	-		
警備用·防災用無線設備保守点 検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	スイス通信システム 株式会社 東京都江東区東陽 5-28-6	5040001003497	会計送第29条の3第4項 于算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、スイス通信ンステム株式会社が一般競争入札において落札し、平成23年10月31日付で契約を締結 し、設置工事を施工した設備の保守点検業務である。 本件は、電波法令の基準に基づき無線設備の機能を常に正常な状態を保持し、かつ、その機能が発揮しうる よう適正で計画的な点検を行うとともに、年間を通じ、突発的な障害排除等の即時対応を実施し、安全な警備 体制及び防災体制を確保することを目的としている。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に 警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって制御されているため、点検整備に際して、不具合が発 見えれた場合における監機の措置は、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者でなけ れば実施で含ない。 当該相手方は、本設備の構築の際に実際に施工・設置を実施し、事務総長の代理人として総務省への法定事務手続を代行して本設備の構成等に熟知している。したがって、本契約の目的を安全確実に履行でき、万一の 臨機対応が可能なのは当該相手方以外にない。 以上の理由によりスイス通信システム株式会社と随意契約を行うものである。	-	1, 622, 500	-	-		
国会議事堂各門車両侵入防止用 バリケード保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	株式会社 J A L エア テック 東京都大田区羽田空 港 3-5-2	3010801009277	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条の2 競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者 がないとき	-	4, 510, 000 衆議院 2, 486, 000 参議院 2, 024, 000	-	-		・参議院]契約
国家公務員カード等発行管理・ 入退管理システムの機器等賃貸 借(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東京センチュリー株 式会社 東京都千代田区神田 練塀町 3	6010401015821	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成27年5月22日に一般競争入札を行った「国家公務員カード等発行管理・入退管理システムの構築 及び機器等質貸情」において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入す るものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は平成31年9月30日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リース を行う。	-	1, 428, 372	-	-		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備	考
通信抑止装置レンタル業務等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	株式会社テレ・ポーズ 東京都中央区日本橋 久松町 11-6	9010001182588	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、安全保障に関する特定秘密の漏えい防止を目的に、所定のエリアにおいて通信の抑止を行うもの であり、秘匿性の高い業務であることから、平成26年9月12日に指名競争入札により落札した株式会社マ クロスジャパンと同日付で契約締結し、機器類の偕入を随意契約にて継続してきた。 なお、株式会社マクロスジャパンは、平成29年4月3日に当該相手方を設立し事業譲渡している。 改めて同様業務の受注可能な者についての調査を行った結果、本業務を確実に履行できる者は、当該相手方 以外にはないことから、株式会社テレ・ポーズと随意契約を締結することとしたい。		2, 904, 000	-	-		
分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借 (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	三井住友トラスト・ パナソニックファイ ナンス株式会社 東京都港区芝浦 1-2-3	1010001146146	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、平成27年9月15日に 一般競争入札において落札した当該相手力と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するもの であって、破争を許さないことから、随意契約を行う。 当初契約の借入期間は令和2年1月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リース を行う。	-	1, 203, 048	_	-		
分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入 (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	みずほ東芝リース株 式会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、IBJL東芝 リース株式会社と平成23年9月28日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を 許さないことから、随意契約を行うものである。 なお、IBJL東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名をみずほ東芝リース株式会社と変更してい る。 当初契約の借入期間は平成27年11月30日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リー スを行う。	-	1, 628, 000	-	-		
分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借 (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	リコーリース株式会 社 東京都千代田区紀尾 井町4-1	7010601037788	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、平成29年9月 22日に一般競争入札において著札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入 するものであって、競争を計さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和4年1月31日をもって終了するが、継続して使用する必要があるため再リース を行う。	1	9, 900, 000	ı	-		
衆議院インターネット審議中継 システム機器等一式(平成25・ 27・28年度更改)(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 子籍決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「衆議院インターネット審議中継システム機器―式(平成25年度更改)」の案件にて、当該相手力と機器等の保守の契約締結を平成25年10月29日付で行った。 上記の保守期間は、平成26年3月31日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再保守を行った。 同じく原契約として「平成27年度衆議院インターネット審議中継システム機器―式借入」の案件にて、当該相手力と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を平成27年10月16日付で行った。 上記の借入期間は、令和元年12月10日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。」 上記の借入期間は、令和元年12月10日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。同じく原契約として「平成28年度衆議院システム用セキュリティ関連機器―式借入」の案件にて、当該相手力と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成28年10月14日付で行った。上記の借入期間は、令和2年12月8日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。同じく原契約として「平成28年度衆議院インターネット審議中継システム機器―式借入」の案件にて、当該相手力と借入期間は、令和2年12月15日まであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。上記の借入期間は、令和2年12月15日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。全案件において継続使用を行うため、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで引き統き再リース及び今和4年度において継続使用を行うため、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで引き統き再リース及び今和4年度において継続使用を行うため、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで引き統き再リース及び今和4年度において継続使用を行うため、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで引き続きている。	-	38, 422, 934	_	-		
衆議院パソコン等情報端末機器 整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 于算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼動しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。本業務は、衆議院LANと接続するパソコン等情報端末機器を、議員の退職及び各会派の異動並びに職員の人事異動等に伴い、設置・移 該・撤去等の整備を行うものである。 衆議院LANの安全で確実な稼働のためには、本業務における端末設定において、ADの識別情報や個別アプリケーションの設定、08やアプリケーションのパッチの適用状況等について、衆議院LAN総合運用管理業務(以下「総合業務」という。)におけるネットワークや機器の設定と厳密に整合性を取りながら業務を実施していく必要がある。また、衆議院LANの重要性に鑑み、総合業務では、随害発生時に際し、臨機に措置し、即時対応する事が求められており、本業務にも総合業務との密接な連携が必須となる。 中のため、本院のネットワーク設定やセキュリティ設定及び本院の制度・事情などの制約条件を熟知した総合業務の受託者と同一の者が本業務を実施する必要があり、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	9, 200ほか	_	-		話契約 0千円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備	考
衆議院LAN用議員端末設置等 業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、条離院LANに接続する議員事務室用及び会派控室等用のパーソナルコンピュータ(以下「議員パソコン」という。)及びプリンタ(以下「議員パソコン」という。)及びプリンタ(以下「議員プリンタ」という。)の更改並びにNASの新規導入に際し、各端末の設置及び撤去並びに必要な設定、衆議院LANシステム的設定変更等を行うものである。議員パソコン等の各場末は、本院議員の立法及び国政調査や本院各会派の立法に関する調査研究の推進に資するために設置するものであり、安定かつ安全に動作することが求められる。この実現には、本院既存システムとの密接な連携や高度なセキュリティ確保が必須であり、各端末のバラメータや衆議院LANとの接続に必要な設定等について、事前に細部にわる結婚を決算を行った。で確実な設定が必要となるしたがって、本業務は、各端末の事前設計を行い、衆議院LAN及び各システムの構成及び設定等を熟知するとともに、本院のシステムセキュリティに関する設計思想を十分に理解した当該業者が実施する必要がある。	-	154, 880, 000	-	-		
令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達 (令和4年度保守)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、令和2年10月23日付契約の「令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達」であ り、当該相手方と機器等の調達及び令和2年度末までの保守に関する契約締結を行った。 調達した機器は令和4年度、継続して使用するため、当該機器を安全かつ安定的に使用するに当たっては保 守契約の延長が必須となることから、原契約の相手方と随意契約を行うものである。	-	7, 348, 000	-	-		
特殊電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門 1-7-12	7010401006126	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、本院構内に設置してある特殊電話交換設備が常に正常な状態を保持し、かつ、その機能を発揮し うるよう保守点検を行うものである。 同設備が故障による停止又は重大な機能低下を引き起こした場合の影響に鑑み、遠隔障害監視を行い、迅速 な対応を可能としている。 本業務の保守・監視対象となる交換設備は、議員の活動、国会事務、議事運営、警備連絡用等の多用途に使 用されており、ひとたび障害が発生すると本院内はもとより、各関係機関に対する影響は大きなものとなる。 そのため、適正で計画的な保守気体を実施することにより、その機能を維持することとともに、設備の状態を 正しく捉え、障害の発生をできるだけ早期に予知、検知し、適切な保全を行う必要がある。さらには、突発的 な故障による停止又は重大な機能低下に対して、必要部材の調達までをも含めた、迅速な対応が要求される。 これら対応は、必須の要求である。 本設備は用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院独自の仕様が施されており、かつ、交換 機間・付属機器間での連携側及び中央側御部等において、製造者特有の性能・機能・固有制御技術も組み込まれており、これら技術的な特殊要素を含めた的確か判断を要求している。 当該相手方は、本業務対象交換機全での製造者であり、要求仕様の確保、的確な設備診断の確保、迅速性の 確保ができ、業務を円滑かつ適切に遂行できる。従って本業務については本設備に精通し、その技術的対応システムを構築している製造者である当該相手方と契約する必要がある。	1	8, 371, 000	_	1		
平成29年度衆議院LAN用 サーバ機器一式借入(再リー ス)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年4月1日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成29年10月10日付契約の「平成29年度衆議院LAN用サーバ機器―式借入」で あり、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結を行った。 原契約の契約期間は4年間となっており、令和3年12月4日に満了を迎えることとなったため、同年12 月3日に再リース契約を行い、令和4年3月31日ま列間を延長している。 本件は、令和4年度も継続使用を行うため、引き続き機器を借入するものであり、競争を許さないことか ら、随意契約を行うものである。	-	61, 068, 286	-	-		
衆議院無線 L A N システム委員 長室外設置運用業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年6月17日	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ株式会社 東京都千代田大手町 2-3-1	7010001064648	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院無線LANシステムとして、衆議院本館、分館、第一議員会館、第二議員会館、第二別館に通信事業者を問わない無線LAN蒙境を整備し、議会運営に係る調査等を行う利用者を対象にインターネット接続環境を提供し、利便性の向上を図るともに、緊急時においても有効に活用できる通信手段を確保するものであるが、今般新たに第一議員会館、憲政記念館代替施設の会議室等へ拡充を行うものである。その拡充に当たっては、同システムへの接続方式が一部独自に開発されているほか、未院専用の設定を行っており、本院独自のパスワードや110 管理にでセキュリティと利便性を両立させているため、それらを考慮しながら品質基準を満たす必要がある。また、同システムは平成28年度から当該相手力と機器を含むシステム及び回線の提供並びに管理・保守運用を一式として契約しているが、無線LAN環境の拡充計画の策定や、不正利用の監視のために、接続状況や通信ログの監視・管理報告、セキュリティ確保のための一定頻度におけるパスワードの変更等も併せで行っている。これにより、魔舌等でも迅速な事態収束を行い、再発防止策を譲じるらに、同システムにおいて、保守運用体制は24時間365日の窓口対応を要求しており、あらゆる障害・間い合わせについて一元化している。これにより、魔舌等でも迅速な事態収束を行い、再発防止策を譲じるお、令和2年11月24日、議院運営委員会理事会決定「1CT活用の推進等に関する申合せ」において、事務局に対しWi-Fi環境の整備促進の指示がなされたことから、本業務においても連やかな実施が求められているところである。以上の理由により、本業務は、同システムの構築及び管理・保守・監視を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	9, 607, 576	-	-		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備	考
衆議院インターネット審議中継 システムの視聴プレイヤー機能 増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年8月2日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 子算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院インターネット審議中継システム(以下、「本システム」という。)は、国会審議テレビ中継放送を デジタル化したデータを使用することで、利用者がPC等により審議映像をリアルタイムで視聴できるととも に、過去の蓄験快像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能・可能にしたものである。 本業務は、本システムにおける視聴プレイヤーの利便性向上を目的とした改修を行うもので、その際、現状 のサービスレベルを落とすことなく各種機能の設定変更を実施する必要がある。また、本システムはアルタ イ人性が求められることから常時安定した稼働が必要である。おらに、アー障害が発生した場合を想定すると、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させるために十分な技術や運用経験を有していることが求められる。 したがかられる。したがかられる。したがよのシステムの構築及び運用を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している 当該業者が実施する必要がある。	_	1, 980, 000	-	-		
憲政記念館構内整備工事に伴う 鉄屑等の売払い	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年9月14日	大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿 6-8-1	4011101011880	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、「整数記念館(2 1)構内整備工事(以下「解体工事」という。)」に伴い発生する鉄屑等の有価物の売り払いを目的とするものである。 当初の計画では、発生する有価物は、解体工事エリア内に集積し解体工事完了後に引渡しを受け、一般競争入札によりあり払う予定であったが、解体工事における建物の評論調査の結果、アスペストの除法に大幅な別間を要することが判明したことにより、解体工事エリア内の工事計画が見直され、解体工事完了後に予定していた「理職で化研発補調産工事」についても、解体工事の実施を持たずに実施する計画となったため、解体工事エリア内は報場所を確保できなくなった。 上記を受け、集積・処分について、①別敷地に集積し処分した場合と、②発生のつど工事現場から撤出し処分を行う場合を比較検討した結果、①は振入・保管のための経費を見込む必要があることから、収益の面では②が有利であり、あわせて、過密となる解体工事エリア内の安全確保と、工事問調整が頑昧となる中での工事工程への影響を最小限とするためには、解体工事請負者により、解体・搬出・処分が計画的に行われることが望ましいと判断した。	_	14, 079, 780	_	-		
衆議院インターネット審議中継 システム機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年11月4日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 子算次算及び会計や第102条の4第三号 衆議院インターネット蓄議中継システム (以下、「本システム」という。) は、国会審議テレビ中継映像を 衆議院インターネット蓄議中継システム (以下、「本システム」という。) は、国会審議テレビ中継映像を 北シコードすることで、利用者がPC等によってリアルタイムで視聴することを可能とし、あわせて過去の審 議映像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能も備えたものである。 本業務は、本システムはおける機器の一部を更改するとともに、時号化通信を用いて安全にコンテンツを関 覧できるようにするための機能改修等を目的としている。その際、従来のサービスレベルを落とすことなく各 種機器の設定変更を行うのであるが、その作業範囲は新規及び限存システムが混在しているため、切り替えに おいては五後性・連携性を十分考慮したして作業を行う必要がある。また、本ンステムはリスイム性が求 められることから常時安定した稼働が必須であり、基本的に現行サービスの提供を停止できないため、既設シ ステムの運用を行いながらの検証及び構築並びに移行性業が不可欠である。さらに、万一障害が発生した場合 を想定すると、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させるためには、十分な経験と技術を有していることが求 められる。 したがって、本業務は、本システムの構築を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している当該業者 が実施する必要がある。	-	53, 900, 000	-	-		
平成30年度衆議院インター ネット審議中継システム用ソフ トウェア借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年11月29日	ビット・パーク株式 会社 東京都目黒区緑が丘 2-5-10	4013201007560	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は「平成30年度衆議院インターネット審議中継システム用ソフトウェア借入」であり、当該 相手方と信力期間 4年間を前提としたソフトウェアの賃貸値及び保守の契約を平成30年10月4日付で締結 し、また令和4年11月29日に満丁する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き借入をするものであり、競争を許さないことから、随 意契約を行うものである。	-	1, 704, 566	-	-		
平成30年度衆議院インター ネット審議中継システム機器一 式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年11月29日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は「平成30年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」であり、当該相手方 と信 別開14年間を削差とした機器等の賃貸借及び保守の契約を平成30年10月11日付で締結し、令和4 年11月29日に満丁する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き借入をするものであり、競争を許さないことから、随 意契約を行うものである。	-	9, 950, 066	-	-		
議長公邸防犯カメラ設備点検整 備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年11月30日	NECネッツエスア イ株式会社 東京都文京区後楽 2-6-1	6010001135680	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は以下という。 本件は以下という。 本件は以下により。 本件は以下により。 本件は、対象設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とし、実施するものである。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の点検整備であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、実施院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせ、設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たのでは限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備と保険に関しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備全体の使用し支険を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。	-	2, 145, 000	-	-		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備	考
衆議院国家公務員カード (2次 発行済みカード) の調達	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年12月22日	富士電機 I Tソ リューション株式会 社 東京都千代田区外神 田 6-15-12	9010001087242	会計法第29条の3第4項 子算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムは、平成27年5月22日に東京センチュリーリース (株)と賞貨情契約を禁結し、下請負契約を承認した(株)富士通マーケティングが本院の独自仕様を実装して構築したシステムを傾用している。なお、(株)富士通マーケティングは令和2年10月1日付で関連会社を吸収合併し、社名を富士通 JAPAN(株)へと変更し、その後、令和3年7月に富士通グループの大規核再編がおこなわれ、ICカード調産における本院担当をグループ関連会社である。富士電機ITツリューション(株)が引き継ぐと連絡があった。 本業務で調達する衆議院国家公務員カード(2次発行済みカード)は当該システムにおいて制御できる唯一のカードであり、かつ当該システムは入退管理のセキュリティ上第三者に技術情報を開示することはできない。 したがって、衆議院国家公務員カード(2次発行済みカード)の調達をするためには、衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムを構築した富士通JAPAN(株)から、技術的な体制を移管された富士電機ITツリューション(株)と契約する必要がある。		3, 465, 000	-	-		
平成30年度衆議院LAN用 サーバ機器一式借入(再リー ス)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年12月22日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成30年10月30日付契約の「平成30年度衆議院LAN用サーバ機器一式借入」で あり、当該相手力を機器等の賃貸借及び保守の契約締結を行った。原契約の契約期間は4年間となっており、 令和4年12月25日に満下する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き機器を借入するものであり、競争を許さないことか ら、随意契約を行うものである。	I	20, 934, 619	-	I		
衆議院 L A N 用職員端末設計等 業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年1月5日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 于算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、発離院LANに接続する職員用のパーソナルコンピュータ(以下「職員パソコン」という。)及び ブリンター(以下「職員プリンター」という。)の更改に向け、新職員パソコンの設計及びマスター機の作成 並びに新職員プリンター設計等を行うものである。 職員パソコン及び職員プリンターの設計は、衆議院LANを通じた電子メールや情報提供サービスの利用に 当たり本院各サーバへの接続するための設定や、インストールするソフトウェアのパラメータ等の検証及び決定を行うものであり、両機器が本院環境下において安定的に稼働するためには、本院が既に構築・運用を行っているサーバとの連携を考慮することが不可欠である。 また、職員パソコンは、取り扱う情報の機密性や常に衆議院LANに接続された状態で使用する点から、高度なセキュリティ確保が必須であり、その実現には本院セキュリティシの密接な連携が必須である。したがって、本業務は、衆議院LAN及び各システムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知した上で、本院のシステムセキュリティに関する設計思想を十分に理解した当該業者が実施する必要がある。		32, 780, 000	-	1		
衆議院LANシステムの機能増 強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年1月5日	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 于算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANの基幹部分を構成するインターネットシステム及び外部接続用システム(現インターネット連携システム)等の機能を増強するものであり、その設計・構築に当たっては、既存のサーバ機器類や各システム等をの連携や一元的な管理等を考慮する必要がある。また、今回、機能増強を行う各システムは、衆議院LANのボースを中では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	-	248, 600, 000	_	-		
ビ中継用カメラ装置一式賃貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年1月31日	みずほ東芝リース株 式会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 子質決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十七・第十八委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、IBJL東芝 リース株式会社と平成30年9月27日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を 許さないことから、随意契約を行うものである。 なお、IBJL東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名をみずほ東芝リース株式会社と変更してい る。 当初契約の借入期間は令和5年1月31日をもって終了するが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1, 283, 040	-	-		